

## 教育研究資金不正防止対策検討委員会最終報告

平成24年6月22日  
東京工業大学教育研究資金  
不正防止対策検討委員会決定

本報告は、「教育研究資金不正防止計画」の見直しを念頭に、「教育研究資金不正防止対策検討委員会中間報告」（平成24年3月16日）を踏まえ、新たな不正防止対策を検討したものである。

本委員会では、教育研究資金の不正使用を検討対象とした。不正使用とは実態のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実態を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規定等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。

### 第1 組織体制の強化 — 学内の責任体系の明確化（ガバナンス） —

目標：役割分担・責任及び権限の明確化、人員配置、教職員間・事務局内の連携の実現により、健全な教育研究資金管理が推進される組織の実現を目指す。

課題：

- ・運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、周知・徹底を図り、学内外に公表する必要がある。
- ・本学の役員や部局長等が担う管理責任者の明確なリーダーシップに基づく全学的な連携が必須である。
- ・教育研究資金管理の責任者としての意識の向上が重要である。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施する（した）不正防止対策

◇予算責任者（部局長）、予算詳細責任者及び予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知・徹底

- ・「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の予算執行の責任に関する規程（案）」を作成し、責任の明確化と役割の強化を図る。【平成24年3月16日制定】
- ・各責任者、研究代表者や使用者向けに関連規則や内容がわかる資料を物品等請求システムの掲示板等に掲示や部局長等会議に附議、各部局にメールを送付する等の方法により、責任と役割について周知・徹底を図る。
- ・予算詳細責任者には、予算詳細執行補助者とする者に対して、上記の資料を活用し、責任と役割を説明することを義務づける。

○平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

◇教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規則」として制定）

- ・予算ユニット（プロジェクトチーム、研究グループ、研究室等）代表者の管理責任の明確化を図る。
- ・予算ユニットの予算詳細責任者、発注権限を持つ教員、補助者等の関係規程・ルールに基づく適正な執行を行う義務と責任の明確化を図る。
- ・東京工業大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）との関係・位置づけの整理・見直しを図る。
- ・ガイドラインの記載内容の遵守と解釈のブレ等の防止のため補足する取扱細則等の制定を図る。
- ・事務局において予算詳細責任者の予算残額等の把握と検証を行い、必要に応じて注意喚起等の支援を行う体制の強化を図る。
- ・部局長等による予算執行状況のモニタリング方法の標準化を図る。

◇契約担当役の代行機関の補助者の見直し

- ・発注権限を持つ教員や事務局課長（室長及び事務長を含む。）の補助者の権限と責任（善管注意義務）の明確化を図る。
- ・契約担当役の補助者であるグループ長の補助者（スタッフ、補佐員）の権限と責任の明確化を図る。

○平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

◇契約担当役の代行機関の補助者の見直し

- ・補助者を限定し、雇用関係にある者のみとする。

◇旅行命令権者及び担当部署の義務と責任の明確化

- ・サービスの観点から旅行命令権者や担当部署が旅費の不正防止の観点から関係規程・ルールに基づく適正な旅行命令を行う義務と責任の明確化を図る。

## 第2 運営・管理基盤の整備

### — 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境） —

目標：教育研究資金の適切な執行・管理を推進するための実効性の高いルールを整備すると共に、全教職員がそれらを理解し、使いこなせるようわかりやすく提示し、周知を徹底する。

また、不正を起こさせない風土を実現するため、本学が不正には強い態度で臨むことを明らかにする。さらに、教育研究資金行動規範の浸透をはじめとする諸政策により教職員の意識の向上を図る。

課題：

- ・教育研究資金の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、不正を起こさせない風土を実現する必要がある。
- ・教育研究資金の管理・運営に関するルールを教職員がよく理解していない。
- ・各種関連規程類が多種多様なため、ルールの把握が困難な状況である。
- ・教職員に対する研修を行い、基礎的な部分も含めてルールの周知を図る必要がある。
- ・個々の教職員の自覚が強く求められる。
- ・不正事案に対する懲戒の基準等、事後対応に係るルールを明確に制定し、大学として不正に断固とした対応をとることを明らかにする。
- ・公費である教育研究資金の執行・管理を行う者が持つべき意識について、教職員に徹底する必要がある。
- ・他機関の不正経理の情報を活用し、同様の事態が起きないように、教職員に徹底する必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施する（した）不正防止対策

- ◇教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布
  - ・他大学のハンドブックを参考とし、一般的注意事項についてわかりやすさを第1に考え、冊子にして配布もしくは物品等請求システム掲示板 HP に掲載する。
  - また、詳細については、HP の掲載場所の紹介や相談窓口の連絡先等を掲載する。
- ◇会計検査院決算検査報告等による指摘事項等の情報を教職員に積極的に周知
  - ・会計検査院決算検査報告等から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に教職員の目に入りやすい形にして掲載する。
- ◇不正経理問題の情報共有
  - ・他大学等の不正経理関係の公表資料から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に教職員の目に入りやすい形にして掲載する。

○平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

- ◇教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規程」として制定）（再掲）
- ◇予算詳細執行補助者や発注業務の補助者から誓約書をとる
  - ・補助者にする場合は、ルールと責任があることを説明し、承諾した旨の誓約書をとることで責任とルールを認識してもらう。
- ◇教育研究資金を扱う教職員の研修会等への出席を義務づけ
  - ・ルールを知らないためによる不正やミスを防止するため、全員がルールを知り得る仕組みを構築する。
- ◇資金毎の特徴及び使用ルールの周知等の強化
  - ・HPや相談窓口の設置と資金毎の特徴と注意点を分析し、資金毎の違いが理解しやすい一般的な外部資金である科研費と対比させた表を作る等明確化を図る。
- ◇ルールに関する文書の体系的整理、掲示、周知の徹底
  - ・物品等請求システムのログイン画面に入り口を作る等、使用者のわかりやすい場所に設置し、HPでの目的別検索やキーワード検索等の利便性とわかりやすい構成等の観点から見直しを行う。

○平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

- ◇ルールの周知徹底
  - ・「eラーニング」によるICT研修を実施し、ルールの周知を図る。
  - ・物品等請求システムにログインしようとした際にルールの理解度チェック等を行わないと又は理解していないと答えた場合は、ログインできないようにする。
- ◇十分な執行期間を設定できるよう学内の予算の配分・執行方法について
  - ・予算配分を行おうとする部署等（例：外部資金であれば受入担当課等）は、予算の配分依頼とともに予算詳細責任者に予算の執行期間や金額を連絡する。
- ◇不正行為を行った者の懲戒処分基準の明確化と周知徹底
  - ・不正行為を行った場合の処分がどのようなものかを明らかにし、ルールに従うことが大事なことであることを認識させ、不正行為の防止意識の向上と発生の抑制を図る。
  - ・ルールを知らなかったということも業務上の過失であることを明確にし、処分対象とする。
- ◇旅行命令権者及び担当部署のルールの見直し
  - ・旅行命令権者や担当部署が旅費の不正防止の観点から、本学の用務であるか等の出張目的や外部資金である場合は、業務との関連性から問題ないか等、注意喚起や指導を行う等の体制の強化、判断基準となる指針等を策定する。
- ◇その他、必要な諸規程、会計ルールの見直し（不正防止対策を踏まえた見直し、検収に関するルールの規程化、謝金支給ルールの見直し、立替払の見直し等）
  - ・複雑化し、ルールを理解しづらい状況とならないよう、現行の運用等から見直し、整理・合理化を図りつつ実施する。

### 第3 不正の要因の把握、分析と計画管理 — 不正発生リスク評価と対応 —

目標：不正につながりうる問題把握及びその要因を特定し、対応策の実行を目的とした計画の策定・推進・管理を行う体制を強化し実施する。

課題：

- ・不正に関するリスクとその発生要因を網羅的に把握・分析し、全学として対応計画を定める必要がある。
- ・不正を発生させる要因を把握し、関係規程等を見直し、実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。
- ・本学では主体的に不正の要因の把握、分析と計画管理を行うコンプライアンス室員が専任ではなく、他の業務と兼任する職員のみとなっている。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施する（した）不正防止対策

◇他大学等で起こった不正経理問題の検証（調査・必要な対応等）

- ・不正経理のあった大学に出張し、検証の結果から原因と対策を会議等に報告し、本学の会計制度の見直し等に役立てる。

○平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

◇コンプライアンス室と連携した、不正防止対策への各部局の対応義務の強化

- ・コンプライアンス室が決定した不正防止対策について各部局は速やかに対応し、部局長は部局教職員に不正防止対策の徹底を義務づける。

○平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

◇コンプライアンス室体制の充実・強化

- ・専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる、室員としての教員の増員等
- ・全教職員にアンケート等を実施し、意識調査や執行上の問題点や改善を望むような意見の聴取や定期的に部局責任者への状況確認や現場へのヒアリング等を実施し、問題の把握と意識の共有を行う。

◇内部監査室による監査の結果、問題があった場合の対応ルールの作成

- ・最高管理責任者の指示のもと具体的な改善策の検討を発生部局の長等と業務上関係する部署は検討を行い、最高管理責任者の指揮のもと不正防止対策を構築する。

## 第4 教育研究資金の適正な運営・管理活動 — 統制活動 —

目標：教育研究資金の適切な執行を確保するため、

- ・適時の予算残高の把握と予算執行状況を管理できる仕組みの構築
- ・取引先との協力体制の強化と関係の健全化
- ・物品・役務の発注・検収、非常勤職員等の勤務状況の管理、旅費の支給における統制の有効性と効率性の向上の両立を実現する。

課題：

- ・発注・納品確認・検収体制について検収員方式の実効性への疑問や負担感がもたれている。
- ・業者との癒着の発生を防止し、不正につながる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。
- ・教員発注部分は発注情報を管理できない状況である。
- ・非常勤職員・TA・RA等の勤務実態が適切に管理されていない場合がある。
- ・研究者を意図せざる不正や止むを得ないルール違反から守り、有効かつ効率的な教育研究資金の執行を実現する体制の構築が求められる。
- ・業者に対し、不正防止への取組に協力を求める必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施する（した）不正防止対策

◇取引にあたり「誓約書」の提出を義務づけ

- ・他大学の誓約書を徴取する制度を参考にし、取引先に誓約書の提出を求める。

◇検収センターの整理・充実

- ・検収センター職員等の第三者が検収を行うことによる牽制体制の強化を行い、検収体制の充実を図る。【大岡山地区：平成24年4月1日より実施】  
【すずかけ台地区：平成24年5月1日より実施】

○平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

◇教員発注方法の見直し

- ・教員発注上限額を変更する。（1発注：100万円→50万円に変更）

◇検収センターの整理・見直し

- ・検収センター職員及び事務職員への教育の実施を図る。（年2回程度）

◇一定額以上の取引を行っている業者について年度末債権額の突合チェックの実施（毎年度）

◇署名入りの確認書等を作成し、年度末に予算詳細責任者が適正な予算執行であることを確認

次頁へ続く

- ◇取引業者に財務会計ルールや、再発防止策の配布、周知
- ◇取引件数の多い業者を抽出し、財務会計ルール等を個別に説明

○平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

- ◇発注方法の見直し
  - ・コーポレートカードの導入に向けての調査を行う。
- ◇検収センターの整理・見直し
  - ・全ての納品（1万円未満含む）を検収する。
  - ・自己検収を原則禁止し、真にやむを得ない場合の類型化と他の検収方法を確立する。
  - ・検収した際、現物に検収印または検収済みのシールを貼る等、物品のすり替え防止と同一物品による二重検収防止策を策定する。
- ◇謝金支給の確認体制の見直し
  - ・謝金支給伺いを決裁している部局において、完了した事実を確認する“事務の流れ”に変え確認体制の強化を図る。
- ◇旅費・謝金・人件費について勤怠管理の確認や支払を受ける者の実在性の確認
  - ・実態を伴わない出張の防止のため、出張の事実を確認できる書類の提出の義務づけ、委託業者によるチケット手配を原則にし、現金の支給からチケットや切符等の現物支給にしてプール金を防止する。
  - ・賃金的な謝金については、勤務日毎に本人以外の者からの確認印をもらう、講演等のパンフレットを作成している講演者への謝金は、パンフレットを提出する。
- ◇物品等請求システムを使用した発注書の作成と義務化
  - ・発注者とは異なる事務部門でも常時発注状況を把握し、モニタリングできる仕組みの構築

## 第5 情報の伝達 — 情報の伝達を確保する体制の確立 —

目標：教員の教育研究活動及び職員の教育研究支援活動を効果的に支援するため、通報・相談窓口の認知度を高め、通報者の保護体制を確立するとともに、全学的な情報共有環境を整備する。

課題：

- ・教育研究資金の不正に関する通報・相談窓口の使用方法を有効に機能させるため、それらの使用方法や手続きの周知が必要である。
- ・通報・相談者を守るための整備も重要である。
- ・会計ルールの効率的な運用のため、教職員に対する予算執行状況等の情報共有環境の整備が必要である。

対策：

- 平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

◇教育研究資金使用に関する相談窓口の設置、FAQの蓄積・公開

- ・ルールに基づく使用方法等の相談対応や助言を行える相談窓口を設置し、同じような相談が減るように情報を整理し再発を防止する。

- 平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

◇物品等請求システムを活用した情報共有

- ・予算執行状況や発注状況等を常時把握できるシステムを構築し、予算管理部局及び事務局において情報を共有することができる環境を整える。

## 第6 モニタリング体制の強化

### — 全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制の整備 —

目標：教育研究資金管理の継続的な推進と全学的な自浄作用を強化するためには、モニタリング機能強化を図り、継続的な管理施策の改善を推進する。

課題：

- ・不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。
- ・今後、教職員への各種ルールの浸透状況や、不正等の不適切な事例を適時に発見・把握し、適切な事後対応につなげるための体制の強化が求められる。

対策：

○平成24年度に検討の上、平成24年度中または平成25年度から実施する不正防止対策

#### ◇内部監査室体制の充実・強化

- ・内部監査室の増員、常に監査が行える体制（監査以外の業務で監査しない状況に陥らない体制）の構築、監査計画どおり行っているのか最高管理責任者又は監事による監査状況の確認と情報の共有【平成24年4月1日より室員の増員】
- ・教育研究資金の使用手続きのフローを確認する等、不正が起きやすい状況にないか事務手続き等も含め監査し、問題点を提言する。

○平成25年度以降に実施を検討すべき不正防止対策

#### ◇コンプライアンス室体制の充実・強化（再掲）

- ・専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる、室員としての教員の増員等
- ・全教職員にアンケート等を実施し、意識調査や執行上の問題点や改善を望むような意見の聴取や定期的に部局責任者への状況確認や現場へのヒアリング等を実施し、問題の把握と意識の共有を行う。

#### ◇内部監査室による監査の結果、問題があった場合の対応ルールの作成（再掲）

- ・最高管理責任者の指示のもと具体的な改善策の検討を発生部局の長等と業務上関係する部署は検討を行い、最高管理責任者の指揮のもと不正防止対策を構築する。

(添付資料)

教育研究資金不正防止対策検討委員会及びワーキング・グループの開催経過

年月日	事項
H24.1.18	教育研究資金不正防止対策検討委員会設置
H24.2.1	第1回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. ワーキング・グループの設置について 2. 不正防止対策について 3. その他
H24.2.1	第1回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.2.10	第2回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.2.15	第3回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.2.21	第4回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.2.27	第2回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. ワーキング・グループの報告について 2. 不正防止対策について 3. その他
H24.3.6	第5回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.3.8	第3回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. 教育研究資金不正防止対策検討委員会中間報告(案)について
H24.3.19	第6回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.3.28	第7回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.4.19	第8回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.4.23	第9回教育研究資金不正防止対策検討委員会ワーキング・グループの開催
H24.5.1	第4回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. ワーキング・グループの報告について 2. 不正防止対策について 3. その他
H24.5.15	第5回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. 教育研究資金不正防止対策検討委員会最終報告(素案)について
H24.6.11	第6回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. 意見照会の結果について 2. 教育研究資金不正防止対策検討委員会最終報告(案)について 3. その他
H24.6.12	第7回教育研究資金不正防止対策検討委員会 1. 教育研究資金不正防止対策検討委員会最終報告(案)について

参考資料

教育研究資金不正防止対策委員会委員名簿及びワーキング・グループ名簿

(50音順)

氏名	所属・役職等	備考
植松 友彦	大学院理工学研究科工学系教授	
宇佐美 誠	大学院社会理工学研究科教授	
岡田 清	理事・副学長（企画・経営担当）	
斎藤 晋	大学院理工学研究科理学系教授	
坂田 弘安	応用セラミックス研究所教授	
笹島 和幸	大学院情報理工学研究科教授	
嶋田 隆一	原子炉工学研究所教授	
鈴木 啓介	理事・副学長（研究担当）	委員長
田中 寛	資源化学研究所教授	
中村 聡	大学院生命理工学研究科教授	
二宮 祥一	大学院イノベーションマネジメント研究科教授	
堀江 三喜男	精密工学研究所教授	
森 公高	有限責任あずさ監査法人理事 公認会計士	
山田 道夫	事務局長	
吉本 護	大学院総合理工学研究科教授	

ワーキング・グループ名簿

(50音順)

氏名	所属・役職等	備考
植松 友彦	大学院理工学研究科工学系教授	
岡田 清	理事・副学長（企画・経営担当）	主査
久保 進	財務部長	～H24. 3. 31
坂口 広志	財務部長	H24. 4. 1～
笹島 和幸	大学院情報理工学研究科教授	
佐藤 千裕	研究推進部研究資金管理課長	H24. 4. 1～
滝澤 重道	研究推進部研究資金管理課長、財務部契約課長	
寺島 雄二	財務部契約課長、大岡山第一事務区事務長	
戸谷 且典	有限責任あずさ監査法人アソシエイト・パートナー	
戸村 和弘	総務部人事課長	～H24. 3. 31
中村 聡	大学院生命理工学研究科教授	
西山 和徳	研究推進部長	H24. 4. 1～
平井 陽子	総務部人事課長	H24. 4. 1～